

【市独自政策】子育て世帯給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の長期化等により、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受け、困難に直面している子育て世帯のうち、令和4年度茨城県低所得の子育て世帯に対する給付金の支給対象外であった世帯に対し、市独自の支援として給付金を支給します。

○支給額 対象児童1人あたり一律10,000円(1回限りの支給)

1. 対象児童(次のすべてに該当する児童)

- ・平成19年4月2日から令和4年8月31日までに出生した児童(おおむね中学3年生以下)
- ・令和4年8月31日時点で市内に住民登録がある児童

2. 支給対象者(次のすべてに該当する保護者)

- ・上記対象児童を養育する方(児童手当、特例給付受給者、その他)
- ・令和4年度住民税均等割が課税の方
- ・令和4年度茨城県低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金を受給していない方

3. 申請および支給時期

- ①児童手当、特例給付受給者…申請は不要です。児童手当等の登録金融機関口座に、令和4年11月中に振り込みます。支給対象者には通知書を送付します。
- ②①以外の課税対象者…申請が必要です。令和5年2月28日(火)までに申請書と必要書類を提出してください。
※申請内容を審査のうえで対象となった方には、令和4年12月以降順次支給します。
※所得要件等により児童手当を受給していない方等および公務員の方等

4. 提出書類(上記②に該当する方のみ)

- ・申請書
- ・本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード等)
- ・世帯を確認できる書類の写し(戸籍謄本、住民票等)※別居監護等の場合
- ・受取口座を確認できる書類の写し(通帳、キャッシュカード等)

5. その他

- ・令和4年度茨城県低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金に該当する方(主に令和4年度住民税均等割非課税世帯)は対象外です。
- ・申請書様式は、こども課、各支所に備えてあります。また、市ホームページからダウンロードも可能です。

問 本庁 こども課こどもG ☎55-8069

11月30日(いいみらい)は「年金の日」です

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、水戸北年金事務所にお問い合わせください。

○日本年金機構ホームページ(ねんきんネット)

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

問 日本年金機構水戸北年金事務所 お客様相談室 ☎029-231-2283(音声案内 ①→②)